

令和7年第4回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第4号)

招 集 年 月 日	令和7年4月28日 (月)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和7年4月28日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和7年4月28日 15時30分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 9 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	△
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	4番	宮本 千春	
	7番	武本 宮紀	

会議に付した事案

[illegible]

議長	総会を開会させていただきます。 本日の出席委員 9 名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和 7 年第 4 回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(14 : 00)
議長	議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。 (全員異議なし)
議長	全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に 4 番委員と 7 番委員を指名します。
議長	会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、野川伸枝氏を指名します。
議長	それでは、今回提出された議案第 23 号から議案第 33 号について事務局長より提案説明をお願いします。
事務局長	(提案説明)
議長	それでは、議案第 23 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 23 号、安芸太田町農業委員会事務局職員の任免について農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により、職員は農業委員会が任免することとなっております。よって西山はるか氏と田原和朗氏を事務局職員から免じ、徳永大志氏と内藤康介氏を事務局職員に任ずる内容となっております。以上です。
議長	それでは、議案第 23 号について審議に入ります。議案第 23 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 23 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 23 号は申請のとおり承認決定いたしました。 よって、西山はるか氏と田原和朗氏を農業委員会事務局職員から免じ、徳永大志氏と内藤康介氏を農業委員会事務局職員に任命します。

	■■■■■、氏名が■■■■■さん、耕作面積は1,805 m²です。譲受人の住所は■■■■■、氏名が■■■■■さん、耕作面積は43 m²です。権利の内容は贈与による所有権移転となります。申請地は大字下殿河内、字東谷、地番が2768番1、2778番3、合計面積が1,702 m²です。申請理由、譲渡人は高齢で耕作困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。以上です。
議長	続いて7番委員より説明をお願いします。
7番委員	はい、議案第25号の説明をいたします。議案書の5ページをご覧ください。図面は6、7ページです。4月17日に申請者の■■■■■さんと話しをし、同日夜に譲受人の■■■■■さんへ確認後、4月18日に現地確認をしました。場所は県道弁財天加計線の旧戸河内と加計の町境から加計方向に100メートルくらいの方に寄ったところです。これは親子間の生前贈与にあたる物件と思われます。田んぼの方は現在百姓屋さんをお願いをして管理をされているということでした。畑の方は花林と果樹を植えておられました。お茶と花林を植えておられました。息子さんは今までと同じように田んぼの方は百姓屋さんをお願いをされて、畑の方は管理機や草刈り機などで林業の合間に世話をしていかれるようでした。今回の申請地を含め、周辺の農地利用に影響ありません。以上農地法第3条第2項の確保に該当しませんので許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願い致します。
議長	それでは、議案第25号について、審議に入ります。議案第25号について質疑はありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第25号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第25号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第26号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は■■■■■、氏名が■■■■■さん、耕作面積は3,684 m²です。譲受人の住所は■■■■■、氏名が■■■■■さん、耕作面積は1,775 m²です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字遊谷、字野為、地番が666番1、666番2、720番、721番、722番、723番2、地目が田と畑で合計面積が2,366 m²です。理由としましては、譲渡人は農地の管理が困難なため

	譲り渡す、譲受人は規模拡大のため譲り受けとなっております。以上です。
議長	続いて9番委員より説明をお願いします。
9番委員	はい、議案第26号の説明をいたします。議案書の8ページをご覧ください。図面は9ページです。4月15日に問い合わせ先である[REDACTED]さんに電話で聞き取りと現地確認しました。現地の写真はありませんが、草刈がきれいにされていました。譲渡人は農地の管理が困難のため、規模拡大をしたい譲受人に譲り渡したいとのことです。譲受人は農作業従事時間も年間200日、耕運機、草刈機、ユンボ等の農機具も保有されています。周辺の農地利用に影響もなく、農地法第3条2項の各号には該当しないと判断しました。審議のほどよろしくお願いいいたします。
議長	それでは、議案第26号について、審議に入ります。議案第26号について質疑はありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第26号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第26号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第27号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第27号、11ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。譲受人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字加計、字遅越、地番が627番3、地目が田で面積が216㎡です。理由としましては、駐車場にするためとなっております。以上です。
議長	続いて私から説明をさせていただきます。議案書の11ページ、図面12、13をご覧ください。4月21日に申請者の立ち合いのもと、佐々木推進委員と現地調査をした結果を説明します。本事案は譲受人による駐車場への転用事案です。申請地は旧香草駅から南西に600メートル程度に位置しています。写真を添付していますが、奥に共同墓地がありお参りをする方が譲受人の家の下です。写真では赤線で囲った上が譲渡人の家ですが、その前が譲受人の駐車場です。車庫になっています。そこへ墓地に参られる方が駐車されるということで、自家用車の出入りに影響があるため、申請地を譲り受け、駐車場として整備したい

	とのことでした。以上、事業規模からみて適正な面積であり、周辺の営農条件に支障が生じる恐れもないことから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第 27 号について審議に入ります。議案第 27 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
事務局	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 27 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 27 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 28 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 28 号、14 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は [REDACTED]、氏名が [REDACTED] さんです。譲受人の住所は [REDACTED]、氏名が [REDACTED] さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字加計、字見入ケ崎、地番が 755 番 3、地目が畑で面積が 29 m²です。理由としましては、住宅を建築するためとなっております。以上です。
議長	続いて私から説明をさせていただきます。議案書の 14 ページ、図面 15、16 ページ、写真も添付しております。4 月 24 日に申請事務を委託されている [REDACTED] に聞き取り調査を行いました。遡って 21 日に佐々木推進委員と現地調査を行っております。結果について説明いたします。本事案は住宅への転用事案となっております。譲受人は [REDACTED] で 29 号と関連しますが、図面の 16 ページを見ていただいて、781-1 が今申請されている農地ですが、譲受人のお兄さんが現在住宅を建てて住んでいます。近くに兄弟で住もうということもあり、この農地を取得し住宅を建てられるということです。以上、事業規模からみて適正な面積であり、周辺の営農条件に生じる恐れもないことを認めることから許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第 28 号について審議に入ります。議案第 28 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。

	それでは、議案第 28 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 28 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 29 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 29 号、17 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さんです。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字加計、字見入ケ崎、地番が 781 番 1、地目が田で面積が 415 m²です。理由としましては、住宅を建築するためとなっております。以上です。
議長	続いて私から説明をさせていただきます。本件について、道路があり新往路がないのでその農地を取得して駐車場への新往路としたいということでした。先ほども言いましたとおり、住宅の用地として譲受人がここを取得して住宅を建設されるということです。以上、事業規模からみても適正な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認めることから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第 29 号について審議に入ります。議案第 29 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 29 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 29 号は申請のとおり承認決定いたしました。
議長	それではここで、一旦休憩します。
議長	休憩を廃し、会議を再開します。 次に、議案第 30 号、31 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 30 号及び 31 号につきましては関連している議案のため、続けて説明をいたします。この件につきましては、農地法 5 条の規定による許可処

	分の取消しを行い、取消し処分地を分筆後、再度希望地を農地法第 5 条の規定により許可申請をするものです。議案第 30 号の内容について読み上げます。20 ページをご覧ください。申請者、譲渡人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。譲受人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字加計、字二階ノ前、地番が 3799 番 19、地目が畑で面積が 116 m²です。理由としましては、分筆を行い再度売買するためとなっております。続いて 31 号について説明をさせていただきます。23 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請書についてです。申請者、譲渡人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。譲受人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字加計、字二階ノ前、地番が 3799 番 22、地目が畑で面積が 92 m²です。理由としましては、住宅を建築するためとなっております。以上です。
議長	続いて私から説明をさせていただきます。議案第 30 号及び 31 号について、20 ページから図面 21、22、31 号については議案書 23 ページ、図面 24、25 ページと写真を添付しています。4 月 21 日に佐々木推進委員さんと現地調査、27 日に申請代理人の[REDACTED]さんへ電話での聞き取り調査を行いました。この事案は 1 月 29 日に委員会総会で採択されたものですが、今回申請地の一部を譲渡人から返還の要望があったということで取消しが出ております。取り消した後、3799 番 22 の 2 筆に分筆したうえ、議案 31 号でありますように、3799 番 22 で宅地用地として再度 5 条申請がされたものです。事業規模からみて、適正な面積であり周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認めることから許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第 30 号、31 号について審議に入ります。議案第 30 号、31 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 30 号、31 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 30 号、31 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 32 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 32 号の説明をさせていただきます。農地法第 18 条の規定による通知が提出されております。資料 1 からご覧ください。こちらは、株式会社

	百姓屋が中間管理機構を利用し、利用権の設定をしておられましたが、地主の希望と耕作不可の状況から中間管理機構に対し、それぞれの地主、株式会社百姓屋が合意解約するものです。資料は対象者前の通知書、合意解約書、利用計画書、地図を一式としております。1 ページから 25 ページが地主の方から中間管理機構に対する一式の書類であり、26 ページから 41 ページが株式会社百姓屋から中間管理機構に対する一式の書類です。農地の賃貸借契約の解約等を行う場合には、本来ならば農業委員会の許可が必要ですがこの度の解約はそれぞれ通知書の 4 番に記載のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の該当にする土地引渡し前 6 か月以内の合意解約であるため、農業委員会の許可は不要となります。しかしながら、この規定に基づく解約を行った場合には、農地法第 18 条第 6 項の規定により解約した旨を農業委員会に通知しなければならない事となっております。そのため、通知書が提出されております。本議案については資料 1 の通知書及び合意解約書の記述に不備がないか修正する規定がないか確認、審査をしていただければと思います。少し詳細を述べますと今回中山間の方が第 6 期に第 5 期が終わったので、そのタイミングで百姓屋さんの方が中間管理機構で契約されている土地に対して整理されたものになります。まず、1 ページは■■■■さんと 6 ページにあります。■■■■さんに関しては所有者の方が希望されたということです。耕作に関しては近所の方が引き続きされるとのことで、引き続き中山間の方にも加入されるのではないかという話でした。続いて 11 ページの■■■■さんの土地に関しては、うちの方も再三相談を受けておりましたが、水漏れがひどく大幅な工事をしなければ防げないではないかということで、今回■■■■さんの合意もあって解約するものです。16 ページの■■■■さんと 21 ページの■■■■さんに関しては、山が近かったり川の方に近かったりということで従来方がかなりひどいという状況で耕作ができないため合意解約になったということでした。以上で説明を終わります。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは議案大 32 号について審議に入ります。議案第 32 号について、質疑はありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 32 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 32 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 33 号について事務局より議案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 33 号の説明をいたします。令和 6 年度の活動に対する点検・評価及び令和 7 年度の目標とその達成に向けた活動計画についてです。 農業委員会等に関する法律第 37 条及び同法施行規則第 15 条により、農業委

員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、翌年度の6月30日までに公表しなければならないと規定されております。つきましては、まず令和年度の活動に対する点検・評価について説明させていただきます。資料2の42ページをご覧ください。

I 令和6年4月1日現在の農業委員会の状況についてです。1 農業委員会の現在の体制については当時の実数を、2 農家・農地等の概要のそれぞれの数値につきましては令和2年度に行われた直近の農林業センサス及び令和5年耕地及び作付面積統計から転記しております。詳細は表のとおりですので、ご確認いただければと思います。43ページをご覧ください。

II 最適化活動の実施状況についてです。まず、(1) 農地の集積について、令和6年4月1日時点の①現状及び課題と②目標、そして、令和6年度末の③実績について説明いたします。

① 現状及び課題についてです。農地面積は547ha、これまでの集積面積は79ha、集積率は14.4%であり、課題は「農家の高齢化や後継者不足、有害鳥獣被害の増大による生産意欲の低下により、地域の農業を担うものが減少しており、地域の実情に沿った担い手の育成・確保を図っていく必要がある。本町においては、圃場整備完了地域及び共同利用施設保有地域を重点に、農業経営感覚に優れた経営体の育成・確保を図る必要がある。」としておりました。

②目標ですが、令和12年度までに36.1%集積すると広島県がさだめており、令和6年度は17.0haを新たに集積し、集積率を17.6%にするという目標でした。

③実績ですが、新規集積面積は7.5haで、累計で79.7haの集積面積、令和6年度末の集積率は14.6%となりました。集積率の目標が17.6%で実績が14.6%だったため、目標に対する達成状況は83.0%となりました。

農業委員会の点検結果は「今年度新たに認定農業者となった農家に集積を行うことができたため、新規集積面積は多かったが、一方で別の認定農業者が契約期間を終えた借地(かりち)を農地所有者に返還した面積が多かったため、全体としてあまり集積面積が増えなかった。」としております。

なお、この達成状況83.0%およびこれより後の赤い下線がある数値は、後ほど説明する農業委員会の成果目標の達成状況の点数に係りますので、お含みおください。

(2) 遊休農地の発生防止・解消についてです。

①現状及び課題について、1号遊休農地面積は27haで、「地域計画事業・農地中間管理機構の活用により、地域における担い手の育成と農地の利用集積を加速化していく必要がある。」としておりました。44ページをご覧ください。

②目標ですが、令和3年度の利用状況調査における緑区分遊休農地面積3.6haの、5分の1を目標にすることとなっていますので、0.7haを解消目標面積としていました。黄区分の遊休農地は該当がないため0にしています。前年度に新規発生した緑区分の遊休農地解消目標面積は1.0haとしていました。

③実績ですが、令和6年度の遊休農地解消実績面積は0.7haの目標に対し0.7haとなっており、達成状況は100%となりました。黄区分は該当なしで、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地解消実績面積は0.7haでした。

④その他についてですが、農地の利用状況調査について記載しております。農業委員会の点検結果としましては、「不在地主等所有者の把握と農地所有者に

に対する指導が必要である。また、耕作が著しく困難な農地については引き続き非農地化を進め、守るべき農地の絞り込みを進めていく必要がある。」としております。

(3) 新規参入の促進についてです。

①現状及び課題ですが、令和 3～5 年度までの新規参入者は令和 3、4 年度が各 1 経営体で、ひろしま活力生です。令和 5 年度はありませんでした。課題としましては「ひろしま活力事業の募集を停止しており、新規参入者がいない。新たに農業をはじめたいという相談はあるが、規模が小さく新規参入者となるような方を見つけることが難しい。」としていました。45 ページをご覧ください。

②目標ですが、令和 3 年度から令和 5 年度までの農用地利用集積計画による権利移動面積の平均が 1ha であり、その 1 割以上が目標面積となるため、0.1ha を新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積としておりました。

③実績ですが、新規参入者がいなかったため、0ha および 0% となっております。また、点検結果として「ひろしま活力生の募集を停止しているため新規参入者はいない」としております。

2 最適化活動の活動目標についてです。

(2) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1 人当たりの活動を月 6 日、最適化活動を行う農業委員の人数、推進委員の人数はそれぞれ 10 人としていました。

(2) 活動強化月間の設定ですが、①目標は 7 月・8 月・9 月の 3 回を活動強化月間とし、内容は 7 月・8 月は農地の見回りによる集積候補地の情報収集、9 月は利用状況調査の結果に基づき遊休農地解消に努めるとしておりました。46 ページをご覧ください。

②実績ですが、7 月・8 月・9 月のいずれも目標通りの活動ができたとしております。

(3) 新規参入相談会への参加ですが、①目標は就農応援フェアへの参加を予定し、新規参入相談会への参加回数 1 回としておりました。

②実績は予定通り就農応援フェアへ事務局 2 名が参加したため、参加回数 1 回となっております。47 ページをご覧ください。

ここまで令和 6 年度の目標及び実績について説明させていただきましたが、安芸太田町農業委員会の目標の達成状況の評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。内容を説明いたしますので、48 ページの別表をご覧ください。

下の【表 2】をご覧ください。各活動に対し、達成状況に応じて点数をつけるようになっております。

(1) 成果目標について、①農地の集積は達成率 83.0% のため 1 点、②緑区分の遊休農地の解消は達成率 100% のため 3 点、③新規参入の促進は参入がなかったため 1 点です。

(2) 活動目標については①活動強化月間の実施②新規参入相談会への参加がともに達成できているため各 1 点で、合計が 7 点となります。7 点を上の【表 1】にあてはめると「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となるため、これが令和 6 年度の目標の達成状況の評語となります。また、49 ページの推進委

員等の点検・評価結果は表のとおりとなっています。こちらについては、【表2】が点数の付け方になっています。

(1)成果目標については先ほどと同様の点数になっており、(2)活動日数目標が、各委員さんによって変わってくるといったかたちになっております。令和6年度の活動に対する点検・評価の説明については以上となります。続いて、資料3、50ページをご覧ください。

I 令和7年4月1日現在の農業委員会の状況についてです。

1 農業委員会の現在の体制ですが、人数の変更はありません。農業委員10人の内訳が表のとおりとなっております。

2 農家・農地等の概要についてですが、農業者人数は令和6年度から変動はありません。耕地面積については令和6年度の耕地及び作付面積統計に基づいて変更しております。51ページをご覧ください。

次にII最適化活動の目標についてです。

1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積①現状及び課題ですが、管内の農地面積が546ha、集積面積は80ha、集積率は14.6%となっています。

課題については、「農家の高齢化や後継者不足により、地域の農業を担う者が減少しており、地域の実情に沿った担い手の育成・確保を図っていく必要がある。」としております。

②目標は広島県が設定した令和12年度までの集積目標36.1%に向け、残りの年数で按分すると今年度の新規集積面積が20ha、今年度末の集積面積100ha、集積率は18.3%が目標となります。

(2)遊休農地解消の①現状及び課題ですが、現状で1号遊休農地面積は28haで、すべて緑区分です。課題は「地域計画、事業・農地中間管理機構の活用により、地域における担い手の育成と農地の利用集積を加速化していく必要がある。」としております。

②目標は昨年度から変更はなく0.7haで、イの新規発生遊休農地の解消面積は、前年度に新規発生した緑区分の面積を設定することになっておりますので、1haとしております。52ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進の①現状及び課題ですが、直近3年度の新規参入者数に変更し、課題を「農家の高齢化や後継者不足により、地域の農業を担うものが減少しており、地域の実情に沿った担い手の育成・確保を図っていく必要がある。」としています。

②目標は令和4年度から令和6年度に農用地利用集積計画による権利移動面積の平均が1haで、その1割以上が目標値となるため0.1haとしております。

2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う1人当たりの活動日数目標は月8日へ変更しております。

理由としましては、49ページの【表2】の活動日数目標を8日以上とすることで、合計点が15点の見込みで【表1】の標語、目標に対して期待どおりの結果が得られたを目標とするためです。

こちらは、普段から農地を見ていただいていると思いますが、以前よりお渡ししている帳票では記録として残していただく内容が多い為、内容の見直しを行っております。改めて帳票を配布させていただきますのでご協力をお願いいたします。

	(2)活動強化月間設定目標は昨年同様にしております。52 ページをご覧ください。 (3)新規参入相談会への参加目標は広島県主催の就農応援フェアへの参加を想定して1回としております。議案第33号の説明は以上となります。 報告事項について質疑はありませんか。 (全員質疑なし)
議長	それでは、議案第33号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	それでは議案第33号は申請のとおり、採択いたしました。 それでは、事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	はい、報告事項が2点ございます。資料4をご覧ください。 1点目が、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬改定についてです。安芸太田町農業委員会の報酬はこれまで広島県内でも低い水準にあり、毎年、町長に対する建議書で報酬引き上げの要望を行ってまいりました。この度、報酬改定の条例改正及び予算案が可決されたため、令和7年度から表のとおり報酬が改定されます。 2点目ですが、公務災害補償制度の保険料についてです。農業委員会活動に対する公務災害補償制度の保険料について、これまで年間1人当たりの保険料1,000円を会費から支払っておりましたが、令和7年度から公費で支払いをいたします。報告事項は以上です。
議長	報告事項について質疑ありませんか。9番委員。
9番委員	報酬は町の予算の方から出るのでしょうか。
事務局長	町の予算から出ます。
9番委員	わかりました。
9番委員	テゴスという組織が安芸太田町に配属されいるというのを聞いたのですが、できれば今から関わる事が多くなるので一度ここで本人にどういう仕事をされているのかを簡単に説明してもらえような時間を設けてもらえないでしょうか。
事務局長	テゴスについては、今年度から実施するもので、県の間接支援組織がありまして鳥獣保護の対策に関する要は職員派遣です。 それを安芸高田市や北広島町は昨年度からすでに実施されていきました。

	安芸太田町については、見送りをさせてもらっていましたが、有害鳥獣に関してある程度活動ができるという判断をしたのでその機構から派遣を受けており、4月から職員は安芸太田町内の住民から採用をしています。 採用者は大谷といいまして、現在林業の関係で協力隊員として活動しております。週4日なので協力隊員の方が行っています。その空いた日で週2日をこちらの産業観光に来てもらって、有害鳥獣対策の業務をお願いしているところです。また、その職員は鉄砲の免許も取得しておりますので、そのようなことに精通していますが、町内の事情がまだ分かりませんので、地域の中の駆除班の方など連携で様々な調整対策をやっていきたくと思いますし、支援機関の方からも職員を派遣していただいて、例えば鹿の対策をどうしたらいいのか猿の対策はどうとか等を実施したいと思いますのでまた、職員を紹介させていただきたいと思います。しっかり恩恵を得ていきたく思っておりますので、有害鳥獣の事で何かありましたらこちらへ連絡を頂ければと思います。
議長	今のテゴスに関しては、町の方も知っていないと思うので委員さんに知っておいてもらうということと、テゴスの方も誰と連携をとっていいかわからないだろうからぜひこの場で紹介をしてもらえればと思います。
3番委員	鳥獣会駆除班との違いを住民の方へ伝えておかないと、テゴスは駆除をせずどうやって防ぐかということをするところと聞いていますので誤解をされると思います。住民の方へ情報を渡す前に整理をしておく必要があると思います。
議長	その他、報告事項について質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。 これもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和7年第4回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(15:30) 以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。 議長 3番委員 5番委員

